令和6年第9回堺市教育委員会議事録

| | 令和6年第9回堺市教育委員会議事録 |
|--------------------------|---|
| 開催日 | 令和6年7月18日(木曜) |
| 場所 | 堺市役所 高層館 20 階 第 1 特別会議室 |
| 会 議 種 類 | 定例会 |
| 議案 | 議案第26号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について 議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書に ついて 議案第28号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について |
| 教 育 長 | 関百合子教育長 |
| 出席委員 | 河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 |
| 事務局出席者 | 櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 森浦稔教職員人事部長 髙山宗寛教職員人事課長 渡邉耕太学校教育部長 江川玲子生徒指導課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長 |
| 開会宣言 | 午前 10 時 00 分 |
| 関百合子教育長 | これより、令和6年第9回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。 |
| 森本恭明教育政策 課課長補佐 | 報告します。 本日の会議には、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。 |
| 関百合子教育長 | これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第8回教育委員会議事録を承認することにご 異議ございませんか。 (各委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 |
| 【案 件】 | 日程第 1 議案第 26 号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について |
| 関百合子教育長 | それでは、日程に入ります。 日程第1 「議案第 26 号 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。 |
| 【説 明】 高山宗寛教職員人 事課長 | 議案第 26 号「堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について」説明します。本件は、令和 6 年 3 月 28 日付け 5 文科初第 2675 号「令和 4 年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について(通知)」において、教職員の体罰及び不適切な指導等について、処分の量定が明確でない場合に見直しを検討するよう示されたことから、所要の改正を行うものです。改正の趣旨は 3 点です。 1 点めは、第 5 条「情状等による処分の加重及び軽減」に関する規定に、懲戒処分にあたり考慮すべき事項として、「故意又は重大な過失による報告懈怠」を規定上明確にするものです。 |
| | 2 点めは、体罰に係る標準的な懲戒処分の種類について、免職も含め、事案 に応じた量定を規定上明確にするものです。 |

| <u></u> | |
|--------------|--|
| | 3 点めは、体罰以外の暴言、威嚇等の不適切な言動に対する懲戒処分の基準 |
| | を追加し、体罰同様、事案に応じた量定を規定するものです。 |
| | 本規則は公布の日から施行するものです。 |
| | 説明は以上です。 |
| 関百合子教育長 | 説明が終わりました。 |
| | 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 |
| 長田委員 | 改正案別表第33項について、とても重いことだと思いますが、「免職」だけ |
| 区川安 貝 | ではなく「停職」も含まれるのはなぜでしょうか。また、「重大な後遺症」と |
| | にはなく「停職」も占まれるのはなせてしょうが。また、「重人な復題症」と いうのは、暴言や威嚇で怪我はしませんが、精神的な病気を持ってしまうこと |
| | |
| | もあると思いますので、「重大な後遺症」には精神疾患も含まれるかどうかを |
| 女儿 | 教えてください。 |
| 高山宗寛教職員人 | 第33項について、「停職」を含んでいるのは、体罰等があった場合、状況に |
| 事課長 | 応じて、例えば、生徒自身に非違行為があったのかというところも含めて判断 |
| | する際に、「停職」もありうるということです。 |
| | また、「重大な後遺症」には PTSD 等といった精神的な疾患も含みます。 |
| 関百合子教育長 | 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 |
| | (各委員から異議なしの声) |
| | ご異議なしと認めます。 |
| | よって本件は、原案のとおり可決されました。 |
| 【採決】 | 可決 |
| | |
| 【案件】 | 日程第2 |
| 【采 计】 | 日程知2 議案第 27 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書に |
| | |
| 明プクフ払みE | ついて |
| 関百合子教育長 | 次に、日程第2 |
| | 議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書 |
| | について」を、議題とします。 |
| T=V HEI | 提案理由を説明してください。 |
| 【説明】 | 議案第 27 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書 |
| 居谷達矢教育政策 | 1 |
| 課長 | 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に |
| | より、令和5年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状 |
| | 況についての点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出、公表 |
| | するものです。 |
| | 点検・評価の概要ですが、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図 |
| | り、第3期未来をつくる堺教育プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進を |
| | 図るため、5年間で取り組む主な事業について、毎年度、点検・評価を実施す |
| | るものです。 |
| | 点検・評価にあたり、令和5年度版は、これまで教育委員意見交換会や総合 |
| | 教育会議の場で議論・整理し、取組を進めてきた「めざす姿と重点的に取り組 |
| | む項目」と、学識経験者から指摘のあった「社会教育」に関する 6 施策 13 事 |
| | 業を重点的な点検・評価の対象としています。 |
| | 点検・評価における成果指標の結果概要について、基本施策全 16 施策中、 |
| | 現時点で実績値が出ていないもの、数値目標を設定していないものを除き、12 |
| | 施策について評価を行っています。 |
| | 評価について、達成度が 100%以上の A 評価がある施策は 6 施策あり、達成 |
| | 度が 90%以上の施策は全体の 83%を占める結果となっています。なお、基本 |
| | 施策について、昨年度に引き続き、達成度が80%未満の施策はありませんでし |
| | た。 |
| | 点検評価にご協力いただきました2名の学識経験者の講評は記載のとおりで |
| | す。 |
| | 本報告書は、本日議決をいただいた後、市議会へ提出し、市政情報センター |
| i | |

| | などへの配架、市ホームページにより公表する予定です。 | |
|-------------------|---|--|
| | 説明は以上です。 | |
| | 成別な外上です。 | |
| 関百合子教育長 | 説明が終わりました。 | |
| | 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 | |
| | ご質問、ご意見なしと認めます。 | |
| | 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 | |
| | (各委員から異議なしの声) | |
| | ご異議なしと認めます。 | |
| | よって本件は、原案のとおり可決されました。 | |
| 【採決】 | 可決 | |
| | | |
| 関百合子教育長 | ここでお諮りします。 | |
| 美日百丁秋月 文 | 「議案第28号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」は、 | |
| | 人事に関する案件のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 | |
| | (各委員から異議なしの声) | |
| | (谷安貝から共識なしい声) ご異議なしと認めます。 | |
| | こ共職なして認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。 | |
| (漢安笠 90 旦)け | <u>i</u> | |
| (議案第28号は秘密会) | | |
| | | |
| 【案件】 | 日程第3 | |
| | 議案第28号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について | |
| | | |
| (B)口口 1 (X) 月 (X) | 「議案第28号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を、 | |
| | 議題とします。 | |
| | 提案理由を説明してください。 | |
| 【説明】 | 議案第 28 号「堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」説明 | |
| 江川玲子生徒指導 | します。 | |
| 課長 | 場市いじめ防止等対策推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止 | |
| 床及 | 対策推進法第 12 条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防 | |
| | 上等のための対策に関する事項について調査審議する機関として設置してお | |
| | り、委員の選任については、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第3条によ | |
| | り、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者 | |
| | のうちから、教育委員会が委嘱することとなっています。今回、令和6年6月 | |
| | 30日をもって任期満了となりましたので、次期委員を委嘱するものです。 | |
| | また、候補者については、いずれも専門の知識を有することから、適任であ | |
| | ると判断し、委嘱について上程するものです。委員については「堺市いじめ防 | |
| | 上等対策推進委員会委員名簿」のとおりです。委嘱の日は令和6年8月1日と | |
| | し、任期は2年としています。 | |
| | 説明は以上です。 | |
| 関百合子教育長 | 説明が終わりました。 | |
| 第日日丁秋月 文 | 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 | |
| | で質問、ご意見なしと認めます。 | |
| | | |
| | 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 | |
| | (各委員から異議なしの声) | |
| | ご異議なしと認めます。 | |
| 期 夕 壹 壹 | よって本件は、原案のとおり可決されました。 | |
| 閉 会 宣 言 | 午前 10 時 13 分 | |
| 関百合子教育長 | 以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 | |
| | これをもって、令和6年第9回教育委員会を閉会します。 | |
| <u> </u> | | |